委　託　業　務　仕　様　書

県立学校消防用設備点検業務（以下「委託業務」という。）は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。なお、記載されていない事項については、国土交通省大臣官房営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」等によるものとする。

１　委託業務に従事する者の資格

　　委託業務に従事する者は、消防法で定めるそれぞれの設備等に対応する消防設備士の資格を有する者とする。

２　委託業務実施時期及び実施項目

　　委託業務実施時期及び実施項目は、次のとおりとする。

(1) 第１回点検（機器点検及び総合点検）

　　契約日　～　令和７年９月30日（火）

(2) 第２回点検（機器点検）

　　令和７年12月１日（月）　～　令和８年２月27日（金）

３　機器点検・総合点検の実施方法

　　「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところにより実施すること。

(1) 機器点検

　　ア　設置されている消火器具の全数について、設置状況、表示及び標識並びに外形の確認を行うこと。

　　イ　消火器については、製造年から３年（蓄圧式は５年）を経過したもの全数について、内部及び機能の確認を行うこと。

　　　　放出試験については、製造年から３年を超え８年以下のものは、５年で当該消火器の全数の点検が完了するよう、また、製造年から８年を超えるものは、2.5年で当該消火器の全数の点検が完了するよう、均等に製造年の古いものから順に抽出して行うこと。

　　　　また、放出試験に係る消火剤の詰め替えは、委託料の範囲内とする。

　　　　なお、2000年以前の製造品にかかる水圧試験は行わない。（2011年以降製造新規製品の購入設置を奨励するもの。）

　　ウ　屋内消火栓及び屋外消火栓については、ポンプ及びボックス全数について機器点検を行い、総合点検における放水試験は、各階あたり１基ずつ行うものとする。

　　エ　消防用設備等に附置されている非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプについては正常な作動が行われるかどうか確認すること。

　　オ　非常用自家発電設備の負荷運転試験は擬似負荷運転とすること。

なお、次の資格を併せ持つ者を技術員として配置できること。

また、次の資格のうち(ｱ)のみの資格者と(ｲ)のみの資格者は併せて技術員として配置できること。

　　　(ｱ) 自家用発電設備専門技術者資格を有する者

(ｲ) 消防法に基づく消防設備点検資格者第１種又は消防整備士第１類

保守点検はこれらの技術員を県立学校に派遣し実施するものとする。

(2) 総合点検

　　　消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ又は当該設備等を使用することにより設備の総合的な機能を法令等で定められた基準により確認すること。

　　　別表「連結送水管明細書」に記載の連結送水管について、消防法に基づく消防庁告示及び消防庁通知の「消防用設備等の試験基準」による試験方法及び判定基準に基づき実施すること。

４　委託業務の実施に伴う設備等の調整等

　　本業務は点検業務の性質上諸経費がほとんど生じないので、設備等の数量に異動があっても委託料の変更は行わないものとする。

　また、点検に要する機器及び消耗品は受託者の負担とするほか、軽微な補修については、契約金額の範囲内で実施するものとするが、軽微な補修の範囲を超える補修を要するものがあるときは、学校長と協議のうえ、承認を得て実施するものとする。

　　なお、軽微な補修の範囲は、概ね次のとおりとする。

(1) 共通事項

ア　各種パッキン類の交換

イ　各種電球類の交換

ウ　回転軸部の注油

(2) 消火器

ア　安全栓ロック用部品の交換及び補充

イ　安全装置封印テープの交換

(3) 屋内消火栓及び屋外消火栓

ア　起動操作部押ボタンカバーの交換

イ　ヒューズ類の交換

(4) 自動火災報知機

ア　電球用のソケット交換及び補充

イ　ヒューズ類及び各種ビス類の交換並びに取り付け

ウ　発信機保護板及び終端抵抗の交換並びに取り付け

エ　ステップル、ビススリープ及び銅管端子の交換並びに取り付け

オ　ケーブルの接触不良の補修

カ　バッテリー蒸留水の補充

キ　自然劣化による不良感知器の部品交換等の修理

(5) 避難器具

　　保護網のほつれの補修

(6) その他

上記に類するもの。

５　その他

(1) 委託業務実施に際しては、各学校と事前に作業日程等の打ち合わせを行い、学校運営に支障を来さないように実施すること。

(2) 契約締結後、７日以内に学校ごとの作業実施日程表を作成し、岩手県教育委員会事務局教育企画室（以下「教育企画室」という。）に提出すること。

(3) 契約締結後、７日以内に「県立学校消防用設備点検作業従事者名簿」（別紙１）に記入の上、必要な資格の証明書（免許の写し等）を添えて、教育企画室に提出すること。

(4) 委託業務開始前及び終了後には、その旨を学校長に申し出ること。

(5) 点検は、学校の防火管理者の立会いの下に実施すること。

　　また、必要に応じて、消防関係省令の改正に伴う消火器の点検要領の変更及び消火器リサイクルシステムの概要について周知に努めること。

(6) 点検の結果、不備が発見された場合は、学校の防火管理者に詳細を説明すること。

(7) 毎回の点検を終了した場合（連結送水管耐圧試験については、第１回点検終了時）は、各点検票（別記様式第１～28のうち該当する点検票）を作成し、消防当局届出用の「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書」として書類を調製のうえ、学校に１部提出するとともに教育企画室へ１部提出すること。

　　また、消防用設備調査報告書（別紙２）、消火栓ホース耐圧性能試験管理簿（別紙３）及び連結送水管耐圧性能試験管理簿（別紙４）を作成し、学校の防火管理者の確認を受けて、それに点検結果指摘・所見事項一覧表（別紙５）を作成・添付のうえ、教育企画室及び学校に各１部提出すること。

(8) 本仕様書以外の項目については、必要の都度、教育企画室と協議のうえ実施すること。